

令和3年度  
定期監査報告書

こども未来部（一部）

こども支援課  
（入園所担当、留守家庭児童育成クラブ担当）  
こども若者相談センター

川西市監査委員



令和4年3月25日

川西市長  
越田 謙治郎 様

川西市教育長  
石田 剛 様

川西市監査委員 小林 宏

川西市監査委員 向山 愛子

川西市監査委員 小山 敏明

#### 定期監査報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定に基づき提出します。

#### 記

令和3年度 こども未来部（一部）  
こども支援課（入園所担当、留守家庭児童育成クラブ担当）  
こども若者相談センター



# 定期監査報告書

## 1 監査の基準

地方自治法の規定に基づき、川西市監査基準に準拠して実施した。

## 2 監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

## 3 監査の対象

下記の監査対象部局に対して、令和 3 年度（令和 3 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日）の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

また、必要に応じて地方自治法第 199 条第 2 項に基づく事務の執行についても監査を実施した。

なお、こども支援課（入園所担当、留守家庭児童育成クラブ担当を除く。）については、次回定期監査時に併せて実施する。

こども未来部（一部）：こども支援課（入園所担当、留守家庭児童育成クラブ担当）  
こども若者相談センター

## 4 監査の着眼点及び主な実施内容

監査対象部局に対し、上記 3 に関する書類の提出を求め、予算の執行が適正かつ効率的に行われているか、財務に関する事務が法令の諸規定に準拠して処理されているかを着眼点として、関係書類を調査するとともに、関係職員から弁明、見解等の聴取を行った。

## 5 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査委員室、監査委員事務局及び監査対象部局

実施日程：令和 3 年 10 月 28 日から 4 年 3 月 15 日まで

## 6 監査の結果

上記 1 から 5 までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

しかし、事務の一部に改善、検討を要する事例が見受けられるとともに、前回の定期監査で指摘した事項についても、措置又は改善がされていないものが見受けられたので、適正な事務の執行に留意されたい（指摘事項等は、それぞれ監査時点のものである。）。

なお、留意、改善すべき事項のうち、軽微な事項については、その都度、口頭で指示したので省略している。

(注)本報告書における表示方法は、下記のとおりである。

- |              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 文中の金額    | 万円単位で表示している場合、表示単位未満の端数は切捨て |
| (2) 文中・表中の比率 | 表示単位未満の端数は、四捨五入             |

## 《 こども支援課（入園所担当） 》

### 1 子ども・子育て支援交付金対象事業費返還金について

子ども・子育て支援交付金は、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施される地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業や一時預かり事業等）を実施する市町村に対し、当該事業の実施に必要な費用に充てるために国・県から交付される交付金である。

子ども・子育て支援事業の実施にあたり、課では「私立保育所等及び幼保連携型認定こども園に対する子ども・子育て支援交付金助成要綱」に基づいて延長保育事業等を行う事業者に対し子ども・子育て支援交付金対象事業費を支払っている。

令和2年度に1事業者（以下「甲事業者」という。）に対して支払った子ども・子育て支援交付金について、これを過大に支払っていたことが甲事業者の申し出により3年度になって判明したため、過大に支払った当該事業費601,700円の戻入を求めることとなった。これは、子ども・子育て支援交付金対象事業費の精算にあたって、甲事業者から提出された実績報告書において、誤って新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって事業所を閉鎖した期間以外の期間もこの影響により保育料を減額したと記載したことによるものである。

課では子ども・子育て支援交付金対象事業費の精算にあたり、各事業者から提出された実績報告書の審査を行っている。今回、甲事業者からの申し出がなければ判明しなかったということは、担当者における確認や課全体による確認が十分に機能していたとは言い難いため、実績報告書の確認体制・方法等の見直しや、必要に応じて各事業者へ適切な指導を行うなど、適正に事務執行がなされるように努められたい。

さらに、上記の戻入は3年7月に行われたにもかかわらず、監査時点において当該戻入に係る調定がなされていなかった。このような調定は原因が発生した際に行うのが原則であるため、市財務規則等の関連諸規定を遵守し、適正な会計処理を行われたい。

### 2 事業費の執行費目について

#### (1) 子ども・子育て支援交付金対象事業費について

子ども・子育て支援交付金対象事業費（以下「対象事業費」という。）は対象事業を行う私立の教育・保育施設に対して業務委託料として執行されている（令和3年度の当初予算は136,684,000円・対象施設は28施設）。

業務委託料として執行していた背景には、平成27年度に子ども・子育て支援法による新制度（以下「新制度」という。）が施行される以前に、対象事業に相当する「特別保育事業」の委託契約を私立保育所との間で締結し、特別保育事業に係る費用を業務委託料として執行していた経緯がある。

このような経緯があったため、現在保育所のみならず全ての施設において対象事業費を業務委託料で執行しているが、対象事業費の性質を勘案すると補助金で執行することが適切であると思料することから、新制度による対象事業費の性質を十分に検討し、適切な費目による執行が望まれる。

#### (2) 教育保育施設運営委託料について

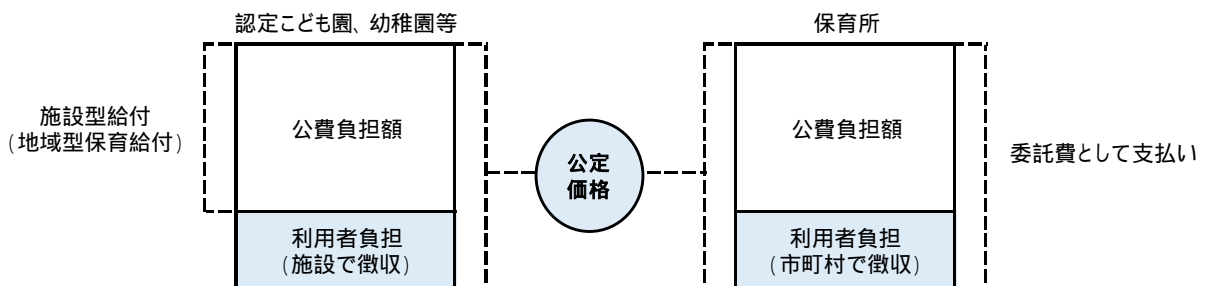
新制度において、市は市の確認を受けた私立の教育・保育施設に対して「施設型給付」及び「地域型保育給付」として財政支援を行っている。

これらの給付額は、教育・保育に通常要する費用を基に国が算定した公定価格から利用者負担額を控除して算定され、課ではこれを教育保育施設運営委託料として執行している〔令和3年度の当初予算は（款）民生費で2,532,243,000円・対象施設は43施設、（款）教育費で782,000円・対象施設は1施設〕。

当該給付は保護者における個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設が給付を受ける仕組みとなっている。しかしながら保育所に対しては、児童福祉法の規定で保育所における保育は市町村が実施することとされているため、利用者負担額を市町村で徴収し、施設型給付と利用者負担額を合わせた全額を委託費として支払うこととなっている。

現在課ではこのような教育保育施設運営委託料について、保育所のみならず認定こども園や小規模保育事業所へ対しても同費目により執行している。しかしながら上記を勘案すると保育所以外に対しては扶助費で執行することが適切であると思料することから、支出の性質について十分に検討を行い、適切な費目による執行が望まれる。

#### 私立の教育・保育施設における公定価格の仕組み(イメージ図)



国の資料を基に作成した。

### 3 民間施設への公有財産の貸付条件について

課は民間の教育・保育施設の敷地として市有地を貸付けしており、貸付けの状況は下表のとおりとなっている。

有償分については、相続税路線価に基いた土地の評価額に一定割合を乗じた額を基本として年間の貸付料を設定している。他方、無償分については、公募により事業者を選定した際に無償であることを条件に貸付けをしたことから、当初の契約期間の満了後においても、引き続き毎年無償貸付けを更新し続けている。

現在、全庁的に公有財産（土地・建物）の無償貸付けの見直しが進められている。見直しに際しては貸付けの経緯を踏まえた上で公平性の観点から十分な協議が望まれる。

#### 民間保育施設への公有財産の貸付け状況について (課提出資料による)

##### 【無償分】

契約形態	期間
公有財産貸付契約	R3.9.1～R4.8.31

##### 【有償分】

契約形態	期間	R3貸付料
公有財産貸付契約	H21.4.1～30年間	349,848円
定期借地権設定契約	H26.4.1～53年間	748,308円
定期借地権設定契約	H20.6.1～50年間	3,472,056円
定期借地権設定契約	H29.4.1～50年間	465,600円
定期借地権設定契約	H26.4.1～50年間	1,357,080円

期間は現在有効なものを記載している。

### 4 保育料等充当通知書について

課で支出する児童手当の一部を未納の保育料等へ充当した際に保護者へ通知する保育料等充当通知書を確認したところ、令和3年6月分の児童手当から充当した額は94,400円であるにもかかわらず、99,440円であると記載した通知を送付した事例があった。

課では指摘を受け上記通知を送付後相当期間が経過していたが、保護者へ連絡し通知の再発行を行った。

この通知は表計算ソフトを用いて作成しており、通知に記載される各費目の金額及び合計額は適切に入力、計算されていたものの、この合計額が同じ通知に記載される充当額に反映されずに、充当額を直接入力したことで生じたものである。通知書の様式を見直すことはもちろんのこと、たとえ軽微な誤りであっても市民の信用を失うことに対する認識を課内で十分に共有し、再発防止に努められたい。



## 《 こども支援課（留守家庭児童育成クラブ担当） 》

### 1 留守家庭児童育成クラブについて

#### (1) 待機児童の状況と解消に向けた対応策及び今後の見通しについて

留守家庭児童育成クラブは、小学校及び特別支援学校小学部に在籍する1年生から6年生の児童のうち、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後や学校の休業期間において、市内16小学校・特別支援学校内に設置した育成クラブ室を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図るものである。

クラブにおける待機児童の各年度5月1日時点の状況は、下表のとおりである。

各年度 5月1日時点の登録児童数と待機数

(単位：人)

小学校	元年度		2年度		3年度	
	登録児童数	待機数	登録児童数	待機数	登録児童数	待機数
久代	83	0	91	0	87	1
加茂	60	9	60	24	72	0
川西	142	10	144	16	136	0
桜が丘	81	0	91	0	89	0
川西北	85	3	87	7	87	11
明峰	102	10	101	30	101	11
多田	43	0	50	5	48	13
多田東	82	3	82	4	81	0
緑台	37	0	34	0	47	0
陽明	36	0	36	0	40	0
清和台	39	0	34	0	31	0
清和台南	64	0	56	0	50	0
川西養護	0	1	0	0	0	0
けやき坂	85	21	84	28	83	4
東谷	66	0	70	0	73	0
牧の台	93	0	84	0	85	0
北陵	62	22	65	8	64	8
計	1,160	79	1,169	122	1,174	48

令和3年度に川西北小学校で試行実施した「夏季休業期間中のみの利用者」23人は含めていない。

留守家庭児童育成クラブにおける待機児童数については、現在の「子ども・子育て計画」（計画期間：令和2年度から6年度）において、3年度で待機児童が解消する形で計画値が設定されているが、4年度に5年度・6年度についての中間見直しを行うこととなっている。

2年度は入所申請者数の増加に伴って待機児童数が増加しているが、新たに民間留守家庭児童育成クラブが開設されたことや、3年度に加茂小学校において新規にクラブを開設したことで、待機児童数は大幅に減少している。また、夏季休業期間中のみの受入れの需要が高いと考え、待機児童の最も多かった川西北小学校の一室において試行的に夏季休業期間中のみの受入を実施したことで、年度当初から通年で入所を希望する申請者が減少したことも待機児童数減

少に繋がっている。

4年度は、3年度に待機児童が多い川西北・明峰・多田・北陵小学校区において、夏季休業期間中のみのクラブ開設を本格実施し、また、川西北小学校区において4年4月より民間留守家庭児童育成クラブが新規に開所される予定となっている。

今後も、共働き世帯の増加により、留守家庭児童育成クラブのニーズは引き続き高まることが予想される。これらに対応するため、教室の1人当たりの必要面積を確保できる範囲での受入れ拡大を引き続き行うとともに、夏季休業期間中のみの開所の拡充等や、学校の余裕教室・特別教室等既存施設の活用及び民間誘致等により待機児童の解消を図りたい。

## (2) 留守家庭児童育成クラブ育成料に係る滞納対策について

令和2年度末における留守家庭児童育成クラブ育成料(以下「育成料」という。)は調定額6,629万円に対し、収入未済額は178万円(収納率・97.3%)である。

課では滞納対策として、督促状及び催告書の送付に加え、クラブ退所時に育成料の滞納の有無を調べ、滞納者には納付依頼を実施したり、滞納者が新年度に継続で入所申請をする際に納付依頼及び納付相談を行ったりするなど、納付折衝の機会を積極的に捉えることで、育成料の納付を促している。

また、3年度よりこども支援課で育成料、保育料及び児童手当等の業務を所管することとなったため、育成クラブに係る手続き時のみならず、保育所等の入所申請時や、児童手当等の申請時及び更新時にこども支援課の各担当の受付に保護者が来庁した際には、保護者と納付相談を行っている。保育料等徴収事務を所管していた部局と統合したことで、保護者に育成料と保育料の両面からアプローチすることが可能となり、3年度からは保育料と併せて休日納付相談を実施することで、納付折衝の機会を増やすよう取り組んでいる。今後も他担当と連携を密に行うなど、効率的で効果的な徴収を実施し、滞納額の縮小に努められたい。

また、滞納が複数の月に渡り累積している保護者に対しては、児童手当からの充当を提案し、より確実な育成料の徴収に繋がるよう取り組んでいるが、児童手当の受給手続きを行っていないことで、児童手当からの充当が実施できない事例もある。滞納額が多額に及ぶ場合については、必要に応じて他担当と連携して児童手当の案内を行うなど、確実な育成料の徴収方法を図られたい。

## (3) 育成料にかかる督促手数料及び延滞金について

育成料は平成27年度に非強制徴収公債権に整理されたが、市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収等に関する条例(以下「条例」という。)で規定されている督促手数料及び延滞金を徴収しておらず、条例との不整合が生じていることを前回監査時(28年度実施)に指摘していた。

条例中の「ただし、市長においてやむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。」という条文に基づき、令和4年2月現在、課では育成料に係る督促手数料及び延滞金の徴収は実施していないが、「やむを得ない理由」とする根拠等が決裁文書等で明確にはされていない。

3年度の教育委員会の組織改正により、こども支援課で育成料と保育料双方の債権を取り扱うこととなり、二つの債権の整合性を図る必要があること、また、育成料の累積の滞納額が増え続けており、早期納付を促す必要があることなどから、課では4年4月以降に発生する育成料より、督促手数料及び延滞金を徴収することとしている。

今後は条例と現状とを照らし合わせた際に齟齬が生じないように十分留意されたい。

## 2 民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金について

### (1) 民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金（以下「クラブ支援補助金」という。） 交付に係る事務について

クラブ支援補助金は、市内で放課後児童健全育成事業を実施し、留守家庭児童育成クラブを運営する民間事業者等に対し、その開設及び運営にかかる費用の一部を補助するものであり、令和2年度の実績として市内6クラブにクラブ支援補助金を交付している。

各事業者に対する補助金額の確定については、補助事業完了後の実績報告時に各事業者から提出される補助金計算シートやその根拠となる領収書等の書類を課で照らし合わせて補助内容の確認を行っている。

2年度の実績報告において6クラブのうち2クラブを抽出し、実績報告関係書類を確認したところ、補助対象事業の一部である放課後児童支援員等処遇改善等事業及び放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業にかかる対象経費の根拠を示す資料が確認できなかった。これらの事業は放課後児童支援員等の賃金改善に必要な費用の一部を補助するものであり、元年度の実績報告時には改善額等の詳細を記入した資料の提出を事業者に求めていたが、前任の担当者が人事異動した影響等もあり、2年度の実績報告時には事業者への提出依頼が漏れていたものである。

実績報告書は、補助金が適正かつ効果的に必要な経費に使用されたかどうかを確認するために提出を受けるものであり、補助金の透明性を確保するためにも、根拠資料の確認を徹底されたい。

また、現在課ではクラブ支援補助金に係る事務手順マニュアルの整備がなされていないが、特にクラブ支援補助金にかかる実績報告は年度当初に事業者からの提出があり、人事異動等で事務経験のある前任者が異動となる可能性もある。

上記のような資料の提出漏れ等を防ぐためにも、事務手順マニュアルを作成するなど、新任者でも対応できるような体制づくりに取り組まされたい。

### (2) クラブ支援補助金の返還にかかる加算金の算定について

令和元年度クラブ支援補助金について、クラブ支援補助金交付額が確定し、精算等も完了した後、1事業者について本来補助対象でない経費が誤ってクラブ支援補助金の対象経費として報告されていたことが発覚し、市は3年3月25日付でクラブ支援補助金の一部取消（51万円）を決定しており、事業者は返還に応じている。

その際、事業者から当該返還にかかる加算金の納付はなく、市も指摘等を行っていないが、市補助金等交付規則第20条第1項では、「補助事業者等は、補助金等の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金等（中略）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。」と規定されている。また、市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金交付要綱においても、補助金の返還が生じた際の加算金等については、市補助金等交付規則第20条第1項の規定によるものと定められており、規則等との不整合が生じている。

市は事業者に対して指導をする立場であるため、遵守すべき規則等を正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。

## 《 こども若者相談センター 》

### 1 監査時における懸案事項について

#### (1) 児童虐待を防止するため関係機関との連携について

こども若者相談センター（以下「センター」という。）では、地域から孤立しがちな家庭への手厚い支援を行い、児童虐待防止を図るため、家庭児童相談室を設置し、最も身近な相談窓口として相談対応を行っている。あわせて県川西こども家庭センター、川西警察署、市関係所管等と連携しながら、児童虐待の未然防止、早期発見、通報への適切な対応に取り組んでいる。

しかし児童虐待は増加傾向にあり様々な要因が重なり合うことで、深刻化・長期化・複雑化している。児童虐待を防止するためには早期発見が重要であるが、学校や幼稚園、保育所等で、児童の怪我が判明し虐待の疑いがある場合に、虐待ではない可能性や保護者との関係性の配慮などのため、教職員等が家庭児童相談室に連絡することをためらうケースがある。要保護児童対策協議会や校園所長会で、虐待の早期発見に向けて「虐待の疑いの段階での連絡」を各関係機関が徹底できるよう、迅速な対応の必要性について説明している。その他、各関係機関への児童虐待防止マニュアルや啓発文書の配布、センター主催の講習会を実施する等、リスク判断や対応等の共有化を周知している。

対応に当たる教職員等が問題を一人で抱え込まないように学校でチームになって対応を進めているが、虐待の早期発見に向けて今後さらに様々な啓発等を行うように努められたい。

#### (2) スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）の配置人数について

SSWの役割は、不登校や問題行動、貧困等、様々な困りごとを抱えた児童生徒・保護者を把握し相談を受け、福祉制度や医療機関へつなぐ支援を行うことである。配置人数について、センターとしては、校種間（小学校・中学校）のつながりや、支援の継続性、人材の確保等の観点から、1中学校区に1名の配置、1名あたり3～4校の担当が適正と考えており、令和3年度の11月からは全ての中学校区にSSWの配置を達成している。

しかし担当している校区によって、1名当たりの担当校数は様々であり、全体の児童生徒数から考えると、児童生徒1名当たりに使える相談時間に差があると思われる。今後は学校現場や保護者等の要望や相談状況を把握するなど、真に必要な児童生徒・保護者に必要な手立てが届くよう適正な配置人数を考慮されたい。

### 市内の中学校及び中学校区内の特別支援学校・小学校

（令和3年5月1日現在）

中学校	中学校区内の特別支援学校・小学校	対象児童生徒数
川西南中学校	久代小学校・加茂小学校	1,511名
川西中学校	川西小学校・桜が丘小学校・川西北小学校	1,889名
明峰中学校	明峰小学校	1,237名
多田中学校	多田小学校・多田東小学校	1,680名
緑台中学校	緑台小学校・陽明小学校	963名
清和台中学校	清和台小学校・清和台南小学校・けやき坂小学校・川西養護学校	1,756名
東谷中学校	東谷小学校・牧の台小学校・北陵小学校	2,479名

川西養護学校についてはSSWの活動区分として便宜上清和台中学校区内に記載している。

## 2 こども若者相談センター整備工事契約について

こども若者相談センター（以下「センター」という。）整備工事について、6月補正の予算成立から11月のセンター開設までの期間が短く余裕がなかったことから、開設先となるキセラ川西プラザの建設を行った事業者随意契約を行っている。これは、本来であれば次年度の予算編成までに協議し当初予算として決定すべき事項であると思われるが、教育委員会の組織改編の具体的な方向性の決定が2月ごろであったことから、当初予算ではなく補正予算での対応となっている。

センター整備事業は、センター（所在地：キセラ川西プラザ3階のこども・若者ステーション内）における子ども家庭総合支援事業及び子ども・若者総合支援事業と、10月末に廃止となった教育支援センター（所在地：パルティK2）の教育相談事業やSSWの事業を一体的に運営するための整備事業であり、妊娠、出産、子育て期から若者までの総合的な相談支援ができる体制づくりを目的とした事業で、現在はキセラ川西プラザ2階に移転しているが、4月の段階にあっても、移転先の詳細等が決まっていないという状況にあった。

センター整備工事の契約について随意契約を行っているが、随意契約とする場合においても、十分に検討を行い競争の理念に基づき、できる限り多くの見積を行うなど経済性や公平性の確保に努められたい。

また、契約に当たって、関係部局の調整を行っているが、起工伺いや見積伺い等の意思決定に係る決裁文書が作成されておらず、契約締結の決裁のみであった。市契約規則第33条の4では、随意契約においても予定価格を定める必要がある旨を規定しているが、センターでは上記の意思決定に係る決裁文書の作成がないことから予定価格が定められていなかった。予定価格は予算執行の際の上限額としての性格を持ち、議会で議決された予算を計画的に執行するために必要なものであることから、同規則に基づき、随意契約である場合も予定価格を定めて、規則の遵守を徹底されたい。

今回の事案は教育委員会の組織改編の決定から実行までの期間が短かったことが一因と考えられるため、適切に契約締結が進められるよう、しっかりとした準備期間を設けられるように努められたい。

## 3 入所施設への委託費用の予算費目について

家庭児童相談事業における委託料について、母子生活支援施設入所委託料は（節）委託料（細節）援護委託料、子育て家庭ショートステイ事業委託費は（節）扶助費（細節）措置費と、異なる予算費目で執行している。

母子生活支援施設は、児童福祉法（以下「法」という。）第38条の規定に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所したもについて相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。法第51条第3号に母子保護の実施に要する費用は市町村の支弁とするとされている。保護者の負担については、市の児童福祉法による費用の徴収に関する規則に規定されている。

子育て家庭ショートステイ事業は、川西市子育て家庭ショートステイ事業実施要綱第1条で、法第4条に規定（満18歳に満たない者）する児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、母子が夫の暴力により、緊急一時的に保護を必要とする場合等に児童福祉施設等において一時的に養育保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的としている。

第4条では、あらかじめ市長が指定した実施施設に養育・保護を委託するものとしており、第8条で保護者の負担、第9条において市長は委託に関する経費を実施施設に支弁すると規定している。

一般的に、委託料は市が行う事務事業について、他の機関あるいは特定の者に委託して行わせるときに、その対価として支払われる経費、扶助費は個人へ給付するものであり、その個人本人が給付分と自己負担分を合わせて施設等へ支払うものと解されるため、現状の処理とは齟齬が生じていると思われる。

法及び要綱に則った費目となっているのか、又は要綱が実情に合っていないのであれば、要綱を整備するなど対応する必要がある。

前例踏襲ではなく根拠を明確にし、適正な事務執行に努められたい。

## 《 こども未来部共通事項 》

### 1 組織改正による効果と課題について

令和3年度教育委員会において、部を跨いで事務事業の移管等を多く伴う形で、組織改正が実施された。その目的は、教育委員会全体を統括し、施策の企画・立案と進捗管理を横断的に行える組織を設置するとともに、学校教育と就学前教育保育のさらなる連携を図ること、また、学校園所の教職員をはじめ、留守家庭児童育成クラブ支援員等の安定した人材の確保や切れ目のない相談体制を築くため、相談部門を集約することなど、教育委員会が抱える様々な課題の解消の実現である。

今回の組織改正の実施にあたり、その具体的な効果及び課題について質疑を行ったところ、部は下記のとおり回答している。

#### (1) 事務事業の移管等による効果及び課題について

令和3年度のこども未来部こども支援課に関する事務事業の移管等については、留守家庭児童育成クラブ運営事業がこども支援課に、旧幼児教育保育課が所管していた市立の幼稚園、保育所及び認定こども園の運営に関すること、保育士、幼稚園教諭の労務管理等に関する事務、成人式等については教育推進部へと業務が移管された。

移管にかかるこども未来部における効果としては、保育料と育成料に関する徴収事務部分で同じシステムを利用していることから、それぞれの担当で保有していたシステム機器を共有できるようになったこと、また、保育施設から小学校へ進学し、留守家庭児童育成クラブを利用することになった場合、保育施設利用時からの徴収状況を引き継ぐことができ、切れ目のない一連の対応ができるようになったことなどが挙げられる。

また、就学前教育保育施設における定員について、計画関係担当と入園所担当が連携を取りやすくなったことで、園所の現場の定数状況等について情報共有がスムーズに行えることも効果として挙げられる。

一方で、課題としては園所の入園・入所事務と運営部分の所管部局が分かれたことから、園所の現場や市民からは、どこに相談をすればよいのか、ややわかりにくい組織になっているように思われる。また、配慮が必要な児童の入園所の際の加配の決定等については教育推進部、民間園所への補助金の交付はこども未来部といったように所管部局が跨るなど、一部に連携がしづらくなる部分が生じている。保育コンシェルジュの配置等も含め、就学前教育保育の相談に関する横断的な課題に対処する窓口についても課題となっている。

#### (2) 教育支援センター及び青少年センターを廃止し、新たな体制としたことによる効果及び課題について

教育支援センターの機能のうち、教職員に対する研修等に関する事務については、教育推進部に移管し、就学前から小中学校に至るまで、教職員に対する一貫した研修体系を確立し、校園所の課題を踏まえ、より効果的な研修が実施できるよう体制の整備を図っている。

また、同センターが所管していた教育相談に関する機能については、こども若者相談センターに移管し、妊娠から出産、乳幼児期から学童期、さらには若者に至るまで、一貫した総

合的な相談支援体制の構築を目指している。令和3年11月からは、キセラ川西プラザ内を新たな執務場所とし、教育相談、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭相談等、子ども若者に関する相談支援機能を集約し、体制整備を進めている。今後、各機能の連携体制の構築を進め、相談支援機能の充実強化を図っていきたいと考えている。

また、セオリアについては今後、民間フリースクールやICT等、不登校施策の全体像を考えた上で、そのあり方について、関係部署で協議する予定となっている。検討のスケジュールについては、4年中に今後のあり方の案をとりまとめ、6年度からの総合計画及び7年度からの次期「(仮称)子ども・若者未来計画」の策定プロセスの中で実施に向けた検討を進め、7年度以降に検討結果に基づき、必要な事業を実施する予定である。

上記回答で述べられているように、例えば育成料と保育料の徴収事務が一元化されることで、事務効率の向上につながったなど、組織改正による効果が見られている。一方で、入園所にかかる事務と園所の運営にかかる事務を担当する部局が異なることで、市民にとっては相談先が明瞭でないなど、課題も生じている。今回の組織改正の効果を分析し、課題解決に繋がるよう、より効率的で効果的な運営を行うように図られたい。

また、組織改正に伴い、部を跨ぐ形で事務事業が大きく移管したことにより、引継ぎのリスクが多数生じている。次頁の表は3年度に監査委員が実施した例月出納検査において教育委員会に対して行った指摘事項の一覧であるが、年度当初においては特に事務が煩雑である上、多くの事務事業が移管したことも相まって、職員間でも混乱が生じ、職員の事務負担が増加することで事務誤り等が発生するリスクも生じているといえる。

さらに、教育委員会における施策の決定までに時間を要したことで、十分な準備期間の確保が困難になるなどの影響が生じているため、余裕を持った対応を行うように図られたい。

今回の定期監査においてはこども未来部を対象部局として実施しているが、今回の組織改正は教育委員会全体にも影響が及んでいるため、教育委員会全体で課題の改善に取り組まれない。



例月出納検査 監査委員指摘事項(監査委員ヒアリング質疑事項)

年	月	所管部局	所管課	指摘内容	指摘の種類		
1	R3	4	教育推進部	R2:学務課 R3:就学・給食課	就学援助費の誤支給による戻入について 学校において、令和2年度3回目の就学援助費請求の準備にあたり、過去の請求を見直したところ、多年度にわたる誤請求を発見し、過払いが明らかになった事例。 誤請求の内訳 ミルク不飲者を完全給食喫食者として請求 2名 給食停止者を完全給食喫食者として請求 1名	財務・支出事務	
2	R3	5	教育委員会事務局	こども未来部	R2:幼児教育保育課 R3:こども支援課	業務委託料の戻入科目誤り及びその更正について 令和2年度 子ども・子育て支援交付金対象事業費業務委託料について、委託料の金額変更による戻入命令を行う際に、本来戻入すべき科目である業務委託料ではなく誤って補助金で戻入したため、補助金から業務委託料へ科目更正を行った事例。	財務・収入事務
3	R3	7	こども未来部	・職員課 ・教育保育職員課 ・こども若者相談センター	会計年度任用職員に係る待期間休業補償の支払いについて 就業時間終了後に負傷した職員について、負傷した当日は所定時間の勤務を行ったものの、当日から公療休暇を認定したことにより、無給(休業補償により80%は補償)となっていた事例。 また、勤務条件通知書に記載の勤務時間と実際の勤務時間が相違していた事例。	財務・支出事務	

例月出納検査 事務局指摘事項(文書回答)

年	月	所管部局	所管課	指摘内容	指摘の種類		
4	R3	6	教育推進部	就学・給食課	支出の過誤払いによる戻入について 購入した商品の個数が誤って計算された請求書が提出されたが、誤りに気付かず支払いを行い、差額(超過)分の金額が業者より戻入されていた事例。	財務・支出事務	
5	R3	11	教育委員会事務局	こども未来部	こども支援課	施設等利用給付償還払い分の戻入について 従前より施設等利用給付の償還払いを受けていた対象者が、還付口座の変更手続きを行ったにもかかわらず、誤って変更前の口座へ振込手続きを行った。振込通知を確認した対象者から、口座が変更されていないと連絡があったことで誤りが発覚し、急遽戻入処理で入金を止めた事例。	財務・支出事務
6	R3	11	教育推進部	就学・給食課	就学援助費返還金について 就学援助費の誤支給による返金が生じていた事例。(令和3年4月分例月出納検査で指摘を受け、各校へ再確認を依頼したところ、ミスが見つかったもの。)	財務・支出事務	

今回の定期監査ではこども未来部を対象部局としているが、組織改正は教育委員会全体で行っているため、教育推進部の事項についても掲載している。